

新庁舎整備事業検証委員会運営要綱

制定 令和8年（2026年）7月1日 市長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、新庁舎整備事業検証委員会（以下「検証委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 検証委員会は、基本計画の検討段階における次に掲げる事項について審議する。

- (1) 災害リスクを踏まえた新庁舎整備事業の妥当性
- (2) 新庁舎整備における概算工事費及び想定工期の妥当性
- (3) 現庁舎解体における工事範囲、概算工事費及び想定工期の妥当性
- (4) 新庁舎整備に係る概算事業費が本市の財政運営に与える影響
- (5) 新庁舎整備における工事費抑制につながる整備手法の可能性
- (6) 前5号に掲げるもののほか、検証委員会の設置目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 検証委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 実務経験者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。その職を退いた後も同様とするものとする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年を超えない範囲内で市長が定める。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第5条 委員会には委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、検証委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検証委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面審議)

第7条 委員長は、緊急の必要性があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、委員長が指定する期日までに委員ごとの審議結果を回答させることをもって会議に代えることができる。この場合において、当該期日までに審議結果を回答した委員については、当該期日に会議に出席したものとみなす。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「出席した委員」とあるのは「委員長が指定する期日までに審議結果を回答した委員」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条各号に掲げる情報について審議する場合は、非公開とすることができる。

3 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 検証委員会の庶務は、政策局庁舎整備部庁舎建設課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 委員の委嘱のために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。